

# 令和2年度放課後児童クラブ入会申請について

市教育委員会では、令和2年4月からの入会の受付を行いますので、下記の要領で提出してください。

## 1 申請書の提出

### (1) 提出先

長岡京市教育委員会 文化・スポーツ振興室

### (2) 受付期間・時間

期間：令和元年11月29日(金)～12月4日(水) ※12月1日(日)は除く

時間：30日(土)▶午前9時～正午 平日▶午前9時～正午、午後1時～7時半

※受付期間後の申請については、4月当初からの入会ができない場合があります。

※年度途中での入会申請は随時受付しています。

### (3) 提出書類

○放課後児童クラブ入会申請書(第1号様式)

○就労(医師)証明書(第2号様式)

※就労見込み証明を提出された方は、就労開始から3か月経過後に実績の証明を提出してください。

※同居の家族(65歳未満の方)で就労されている全ての方の証明が必要です。

○提出書類チェックリスト、児童状況調査票

### (4) 注意事項

○転入等により、平成31年1月1日現在、長岡京市内に住民票のない方は、以前の居住地市町村で平成31年度(令和元年度)市町村民税課税(非課税)証明書の交付を受けて添付してください。海外転入者については、年間の収入等が分かる申告書(任意の様式でも提出可能です)を提出してください。

○就労時間が児童の下校時間より早く終わる場合は受付できません。

○虚偽の申請があった場合、入会を取り消します。その際、それまでに発生した費用はご負担いただきます。

○申請後、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに連絡してください。

○以下の項目に該当する場合は受付できません。

①提出書類に不備のある場合 ②協力金が未納になっている方

### (5) 入会決定

○年度当初入会の場合

入会が決定した世帯に対し、3月初旬に入会決定通知を送付します。新規で入会される方については、入会日までに各放課後児童クラブで面接を行う予定ですのでご出席ください。

○年度途中入会の場合

放課後児童クラブでの面接実施後に、入会決定通知を送付します。

入会日は面接から約1週間後となります。

## 2 対象、条件

### (1) 入会対象児童

市立小学校に在学する新1年生から新4年生までの児童のうち、保護者が働いている、その他の事情により昼間に家庭で保育ができない児童です。

### (2) 内 容

遊びを中心に、文化、スポーツ、レクリエーション活動などを通じて放課後、児童を育成します。

### (3) 定 員

各放課後児童クラブとも原則として50人

### (4) 開会日及び開会時間

○日曜日、祝日、お盆休み(8月12日から8月16日)及び年末年始(12月29日から1月4日)、面接日、年度末日(事務引継日)を除いて開会します。

- 時間は、児童の下校時から午後 6 時 30 分までとし、土曜日と学校行事に伴う振替休日に開会する場合（一日保育日）は午前 8 時 30 分から午後 6 時までの開会となります。また、春・夏・冬の学校休業時に開会する場合は、午前 8 時から午後 6 時までとします（土曜日を除く）。  
なお、通常学校時の 6 時以降、学校長期休業時の 8 時 30 分までの保育については延長保育となり、申込み制となります。手続き方法については入会決定時に改めてご案内します。
- ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休会または開会時間を変更することがあります。

(5) 下 校

原則、集団下校で帰宅します。それ以外については、保護者のお迎えをお願いします。

(6) 保護者協力金

○平成 31 年度（令和元年度）市民税額の合計額（児童と世帯が同じ方の全員）を算定の基準とし、下記の協力金負担基準表に基づき決定します。協力金は月額制となっており、月途中の入退会であっても、日割り計算による減額は行いません。

※平成 24 年度に廃止となった市民税扶養控除（年少扶養控除・16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除）があると想定し協力金の算定を行います。入会申請書の扶養者に係る欄は正確にご記入ください。

※ひとり親家庭で婚姻歴がない方については、寡婦(寡夫)控除がみなしで適用される場合があります。

○ 協力金は指定金融機関において、口座振替によりお支払い下さい。手続きに必要な書類は、市内金融機関にも設置してあります。指定金融機関に口座をお持ちでない方は納付書での振込をお願いします。

(7) その他の実費負担

- スポーツ安全保険料年間 800 円とおやつ代として 1 か月 2,000 円程度の実費が別途必要です。
- スポーツ安全保険については、入会決定通知以後に入会を取り消される場合、保険料を負担いただく場合があります。

(8) 入会決定以降、次のような状態になったときは退会していただきます。

- ① 入会中の児童を、家庭で保育することが可能になったとき(離職等の他、育休取得の場合も該当します)
- ② 理由なく 1 か月以上欠席されたとき
- ③ 協力金を納めないとき

(9) 退会手続

放課後児童クラブを退会するときは、退会日までに、退会届（第 3 号様式）を文化・スポーツ振興室に提出してください。なお、手続きには印鑑（認印）が必要となりますので、ご用意ください。

(10) そ の 他

保護者の就労内容・家庭状況等、入会申請書の記載内容に変更が生じた場合にも届出が必要になりますので、文化・スポーツ振興室までお願いします。また育児休業を取得されるときは必ず申し出てください。

(11) 問い合わせ先

長岡京市教育委員会 文化・スポーツ振興室 TEL 075-955-9546

(参考) 平成 31 年度長岡京市放課後児童クラブ保護者協力金負担基準表 (単位:円)

等級	算定の基準	月負担額
1	生活保護世帯	0
2	市民税非課税世帯	740
3	前年度の市民税が均等割のみの課税世帯	1,500
4	前年度の市民税所得割額が 10,000 円以下の課税世帯	4,000
5	前年度の市民税所得割額が 10,001 円以上、50,000 円以下の課税世帯	5,000
6	前年度の市民税所得割額が 50,001 円以上の課税世帯	7,000

- 算定の基準となる市民税額は、年少扶養等の控除があると想定して算出した額となります。
- 兄弟姉妹の児童が同時に 2 人以上入会する場合は、2 人目からは半額となります。